

埼玉西部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響
調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法その他必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(報告書の縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下「報告書の縦覧の場所」という。）及びその期間（以下「報告書の縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(報告書の縦覧の場所及び期間)

第4条 報告書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 埼玉西部環境保全組合の事務所内で管理者が指定する場所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 報告書の縦覧の期間は、前条の告示の日から1月とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有するものは意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 埼玉西部環境保全組合の事務所内で管理者が指定する場所
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置または変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(見解書の送付等)

第7条 管理者は、前条第2項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見に対する管理者の見解を記載した書面を、当該意見書を提出したものに送付しなければならない。

(環境影響評価との関係)

第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61条)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第9条 管理者は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該区域を管轄する市町村の長に、報告書の写し及び第3条各号に掲げる事項を記載した書類を送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町（以下「構成団体」という。）以外の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が構成団体以外の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置または変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、構成団体の区域に属しない区域が含まれているとき。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。